

[委員会からのお知らせ](#)

[第190回食品安全委員会議事概要](#)

平成19年5月17日(木) 14:00~15:30

議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

1) 特定保健用食品 おなか納豆

- ・厚生労働省から説明。
- ・新開発食品専門調査会において審議することになった。

<参考>

1) 納豆菌芽胞を特定の保健の目的の栄養成分とし、おなかの調子を整える旨を特定の保健の目的とする納豆形態の食品です。

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

1) 「スピロメシフェン」に関する意見・情報の募集について

- ・事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1) 殺虫剤で、トマト、りんご等に新規申請がされています。
ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値も設定されています。

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

1) 「マレック病・鶏痘混合生ワクチン(日生研イノボMD2価・FPワクチン)」に関する意見・情報の募集について

- ・事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1) 鶏に病原性のないマレック病ウイルス・七面鳥ヘルペスウイルス・弱毒化した鶏痘ウイルスを主剤とする鶏用の生ワクチンです。

(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1) 農薬/動物用医薬品 アミトラズ

- ・「アミトラズの一日摂取許容量(ADI)を0.0025mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省及び農林水産省)へ通知することとなった。

2) 動物用医薬品 アミトラズを有効成分とするみつばちの寄生虫駆除剤(アピバール)

- ・「アピバールの主成分であるアミトラズの一日摂取許容量(ADI)を0.0025mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(農林水産省)へ通知することとなった。

○動物用医薬品 3品目の再審査

3) トリニューモウイルス感染症生ワクチン(ネモバック)

- ・「適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省及び農林水産省)へ通知することとなった。

4) 豚丹毒(酢酸トコフェロールアジュバント加)不活化ワクチン(ポーシリスERY、ポーシリスERY「IV」)

- ・「適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省及び農林水産省)へ通知することとなった。

5) リン酸チルミコシン液を有効成分とする牛の経口投与剤

(ミコラル経口液、経口用ミコラル)

- ・「チルミコシンの現在の一日摂取許容量(ADI)である40 μg/Kg体重/日を見直す必要はない。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省及び農林水産省)へ通知することとなった。

<参考>

1)、2) 殺虫剤で、かんきつ、なし等に使用し、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。動物用医薬品としては、みつばち寄生ダニ(ミツバチヘギイタダニ)の駆除に使用します。

3) トリニューモウイルスを弱毒化したものを主剤とする鶏用の生ワクチンです。

4) 豚丹毒菌を不活化したものを主剤とする豚用の不活化ワクチンです。

5) 抗生物質で、牛、豚等の細菌やマイコプラズマ感染症の治療に用いられます。

(5) 微生物・ウイルス合同専門調査会における審議状況について

- ・自ら評価を行うべき食中毒原因微生物に関する案件の選定について事務局から説明。
- ・委員から「食中毒原因微生物の制御に関しては、フードチェーン全般にわたる対応が重要であり、利害関係者が多いことから、今後の評価を進めていく前に意見交換会を行い、関係者の意見を聞くことが重要である」などの発言があった。
- ・個別の微生物の評価開始に先立ち、意見交換会を実施することとなった。

(6) 我が国に輸入される牛肉等に係る食品健康影響評価の実施について

- ・意見交換会の結果について野村委員及び事務局から説明。
- ・本件について食品安全委員会が自らの判断で評価を実施することを決定した。また、意見交換会で寄せられた意見等を踏まえ、今後、「プリオン専門調査会の見解」に従い、評価を進めていくこととなった。

(7) 米国における食肉処理施設の現地査察等について

- ・米国における食肉処理施設の現地査察について厚生労働省及び農林水産省からの報告。
- ・OIE科学委員会が示した各申請国のBSEステータス評価案の概要に関して、農林水産省からの報告。
- ・委員から「対日輸出プログラムが遵守される前提で評価しているので、評価書の付帯事項についてももしっかり見てきてほしい」などの発言があった。
- ・米国における食肉処理施設の現地査察については、施設の査察結果及び対日輸出プログラム検証結果がまとまれば、食品安全委員会に報告すること、また、OIE科学委員会が示した各申請国のBSEステータス評価案の概要については、当委員会として特段コメントすべきものではないが、BSEについては国民の関心が特に高い問題であることから、今後も、当委員会として積極的に情報収集していくこととなった。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 プライバシーポリシー